5 色彩基準

・建築物または工作物に係る景観形成基準において、色彩については、JIS規格に採用されている「マンセル表色系」を用い基準を定めます。
・重点地区については、各地区で独自の基準を設定し、一般地域については、一律の基準を設けます。

(1) マンセル表色系と色彩基準の考え方

①マンセル表色系

・私たちは一般に色彩を、赤や青、黄などの色名で表現します。しかし、色名による表現は捉え方に個人差があり、ひとつの色を正確かつ客観的に表すことはできません。このため、本計画では、JIS（日本工業規格）などにも採用されている国際的な尺度である「マンセル表色系」を採用しています。
・「マンセル表色系」ではひとつの色彩を「色相（いろあい）」、「明度（あかるさ）」、「彩度（あざやかさ）」という3つの尺度の組み合わせによって表現します。

○色相（いろあい）

・10種の基本色（赤・黄赤・黄・黄緑・緑・青緑・青・青紫・紫・赤紫）の頭文字（R・YR・Y・GY・G・BG・B・PB・P・RP）をとったアルファベットとその度合いを示す0から10までの数字を組み合わせ、「10R」や「5Y」などのように表記します。また、「10RP」は「0R」、「10R」は「0YR」と同意です。

○明度（明るさ）

・0から10までの数値で表します。暗い色ほど数値が小さく、明るい色ほど数値が大きくなり、10に近くなります。実際には、最も明るい白で明度9.5程度、最も暗い黒で明度1.0程度です。

○彩度（鮮やかさ）

・0から14程度までの数値で表します。色味のない鈍い色ほど数値が小さく、白、黒、グレーなどの無彩色の彩度は0になります。逆に鮮やかな色彩ほど数値が大きく、赤の原色の彩度は14程度です。最も鮮やかな色彩の彩度値は色相によって異なり、赤や橙などは14程度、青緑や青などは8程度です。

○マンセル値

・色相、明度、彩度の3つの属性を組み合わせて表記する記号です。

色相（マンセル色相環）

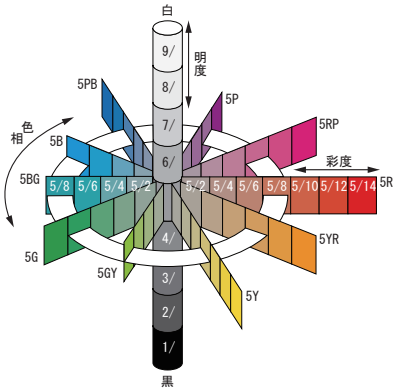

マンセル表色系の仕組み

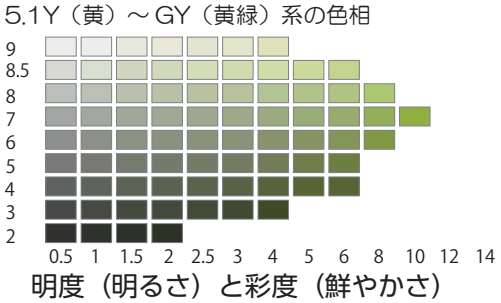

明度（明るさ）と彩度（鮮やかさ）

②色彩基準における面積比の考え方

・本計画では、建築物等の色彩について、届出対象に応じて適切な面積配分を設け、マンセル値による色彩基準を設定するとともに、周辺との調和を図ることとしています。

○基本色
・外壁各面の4/5は、基本色の基準に適合した色彩とします。

○強調色
・外壁に表情をつける場合などは、外壁各面の1/5について、強調色の基準に適合した色彩を用いることができます。

○アクセント色
・強調色の他に外観にアクセントをつける場合は、外壁各面の1/20に限って、アクセント色を用いることができます。ただし、強調色とアクセント色の総量は、外壁各面の1/5以内とします。

○屋根色
・勾配屋根の色彩は、屋根色の基準に適合した色彩を用いてください（陸屋根の屋根面には適用されません）。

③色彩基準の適用除外

・次のような良好な景観形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画については、景観審議会等の意見を聴取した上で、色彩基準によらないことができます。
◇地区計画や面的開発の区域などを対象に、一定の広がりの中で地域特性を踏まえた色彩基準が定められ、良好な景観形成が図られる場合。
◇自然石や木材などの自然素材、質感の豊かなタイルやレンガなどを使用する場合。
◇橋梁等で市民のなじみが深く、地域イメージの核となっており、地域のランドマークの役割を果たしているもの。
◇その他、良好な景観の形成に貢献するなど、本計画の実現に資する色彩計画であるもの。
・工作物の色彩については、他の法令等で使用する色彩が定められているものは、色彩基準によらないことができます。
・高彩度色として認識されるような着色をしていないガラスについては、周辺の景観や色の色彩などを反映し、その色彩が一定でないことから、この色彩基準によらないことができます。ただし、色彩基準の考え方や、周辺環境への影響を十分踏まえた計画とする必要があります。

(2) 市全域の色彩基準

○建築物等の色彩は、地域の景観特性を把握し、周辺の建築物や地域を囲む海や山などの自然環境との調和を考慮した色彩を基本とし、その上で以下の基準を満たす色彩を用いることとします。
○外壁のアクセントとして用いる色彩の面積は、外壁各面の1/20以下とし、主に建築物の中低層部で用いるようにします。
○勾配屋根を設ける場合は、明度や彩度を抑えた色彩とします。

基準の適用 部位・面積		色彩の分類	色相	明度	彩度
建築物の外壁	基本色 外壁の各面の4/5以上	無彩色	N	4以上8.5以下	-
		有彩色	0R～4.9YR	4以上8.5未満	4以下
				8.5以上9以下	1.5以下
			5.0YR～5.0Y	4以上8.5未満	6以下
				8.5以上9以下	2以下
			その他	4以上8.5未満	2以下
				8.5以上9以下	1以下
	強調色 外壁の各面の1/5以下	無彩色	N	9.25以下	-
		有彩色	0R～4.9YR	-	4以下
			5.0YR～5.0Y		6以下
			その他		2以下
	アクセント色 外壁の各面の1/20以下	自由 (ただし、周辺の建築物や自然環境と調和する色彩を使用する)			

色彩基準に基づく配慮イメージ

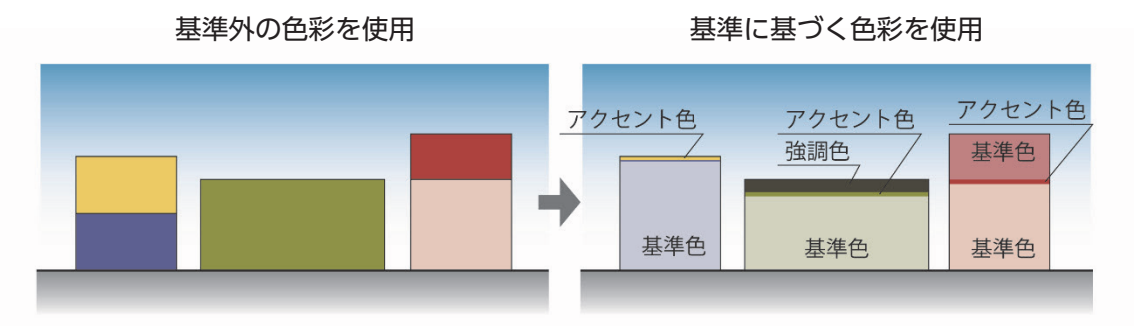

色彩の使用可能範囲のイメージ（市全域）

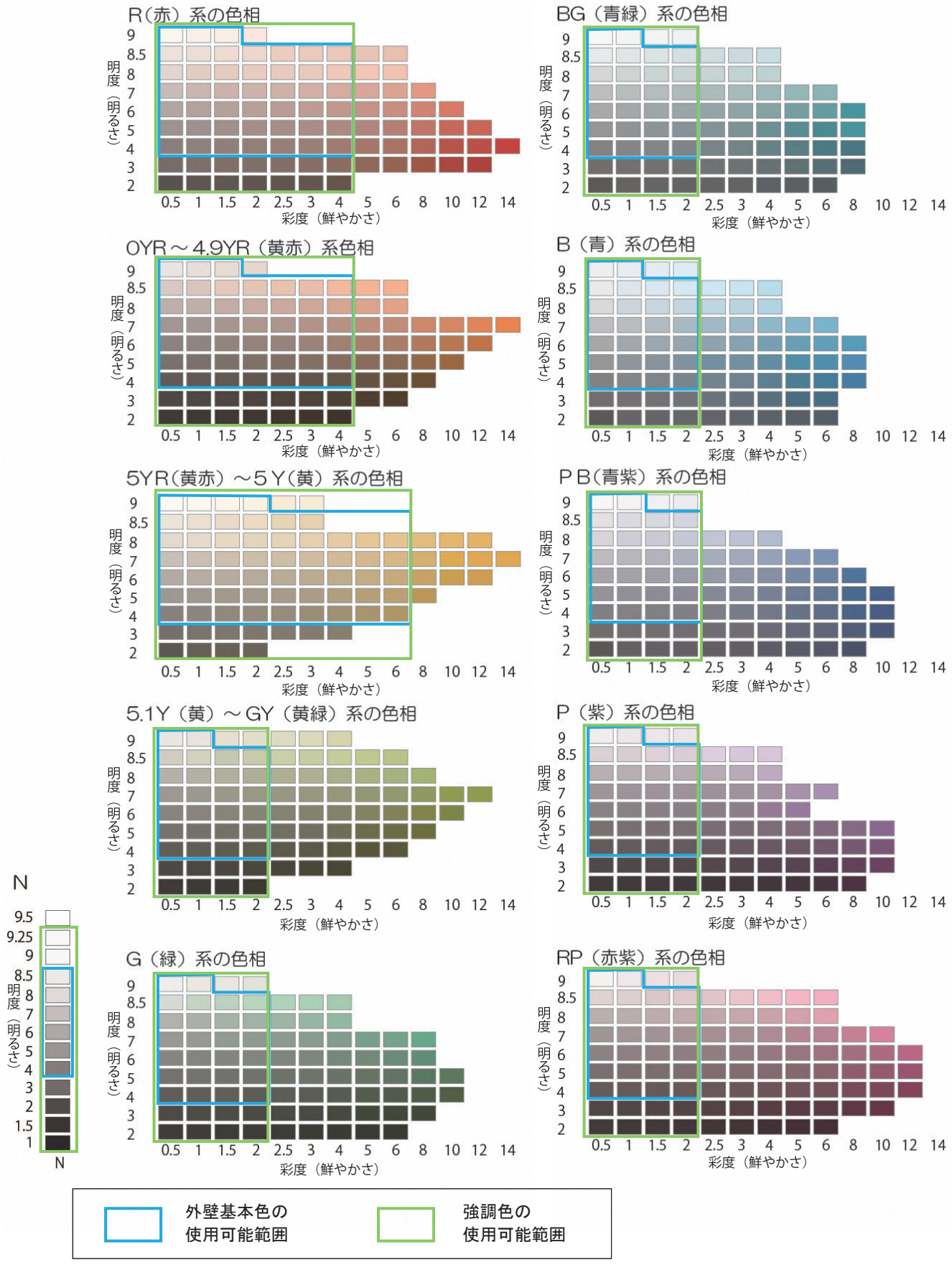

(3) 重点地区（館山駅西口地区）の色彩基準

○建築物等の色彩は、南欧風の街並みづくりとの調和を考慮した色彩を基本とし、その上で以下の基準を満たす色彩を用いることとします。

○外壁のアクセントとして用いる色彩の面積は、外壁各面の1/20以下とし、主に建築物の中低層部で用いるようにします。

基準の適用部位・面積		色彩の分類	色相	明度	彩度
建築物の外壁	基本色 外壁の各面の4/5以上	無彩色	N	7以上9以下	-
		有彩色	0R～4.9YR		4以下
			5.0YR～5.0Y		4以下
	強調色 外壁の各面の1/5以下	無彩色	N	4以上9以下	-
		有彩色	0R～4.9YR		4以下
			5.0YR～5.0Y		4以下
	アクセント色 外壁の各面の1/20以下	自由（ただし、南欧風の街並みと調和する色彩を使用する）			
屋根（勾配屋根）		有彩色	0R～9.9R	2以上6以下	8以下
			0YR～4.9YR	2以上6以下	12以下
			5.0YR～5.0Y	2以上7以下	10以下

色彩の使用可能範囲のイメージ（館山駅西口地区）

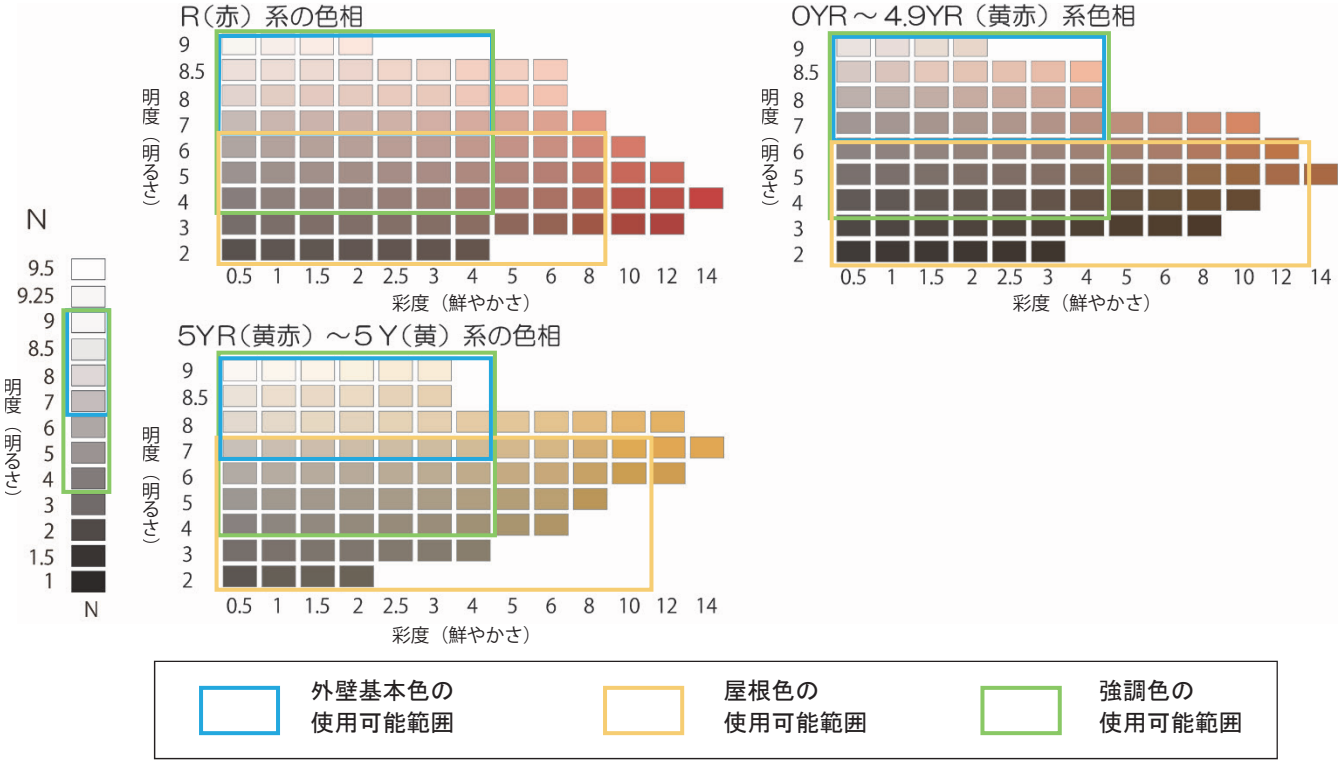

壁面に推奨する色彩の範囲の例

館山駅西口地区において、外壁基本色に推奨する色彩の代表例です。

5YR 9.0/ 1.0　10YR 9.0 / 1.0　5Y 9.0 / 1.0

屋根色に推奨する色彩の範囲の例

館山駅西口地区において、屋根色に推奨する色彩の代表例です。

10YR 8.0 / 6.0　7.5YR 7.0 / 8.0　10R 5.0 / 6.0

（配慮例）館山駅